

## 平成29年度 第1回 射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会（議事録）

日時 平成29年5月31日（水）午後2時半～3時

会場 射水市役所 2階 201会議室

○射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会の委嘱について

○射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱について

○議題

（1）認知症初期集中支援チームについて

資料説明（事務局）

【意見交換】

・射水市医師会は、認知症になっても、地域で今までと同じように過ごすことができることを目的とした新オレンジプランに沿って、市と連携し、チームには認知症サポート医として5名が参加する。サポート医の研修は受けたが、手探りでありみなさんのご協力をお願いしたい。

・大変な事業であり、キーは、地域全体への啓蒙と考えている。国は、いざという時の対応は机上の空論であり、レスパイトが大切である。介護者が機能しなくなったとき、どうサポートをするか。入院までを考える必要がある。危機感を持たなければならない。

・射水市民病院では、今後、認知症専門の看護師を養成したいと思っており、協力していきたいと考えている。

・国の認知症サポート医の研修会では、病院の医師が多数いた。サポート医を置くと加算が取れるそうだ。射水市民病院は基幹病院であるので、2日間の研修受講を先生方をお願いしたい。

・資料2のチームの概要図にある、サポート医の配置は、圏域ごとに担当になるか、順番になるか。

→6月2日にサポート医5名へ説明会を行うので、その場で検討する予定である。地域で偏ってもいけないし、休診曜日も異なるため、順番がいいのか、どのように決めたらよいか決めかねている。

・現在、認知症疾患医療センターは、谷野呉山病院だが、今年度中を目途に高岡市民病院が準備を進めている。主に外来の診断や相談の対応ということで、入院については、圏域の精神科医院と調整中と聞いている。

・認知症疾患センターがどのような体制になるかは不明だが、疾患センターや関係機関と連携し、認知症の方とその家族を支援するために、認知症の事業を進めていきたい。



平成29年度 第1回射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会 次第

日時 平成29年5月31日(水) 午後2時30分～

会場 射水市役所 2階 201会議室

1 委嘱書交付 (資料1)

2 議 題

(1) 認知症初期集中支援チームについて

ア 認知症初期集中支援チームの設置について (資料2)

イ 認知症初期集中支援事業 フローチャート (資料3)

ウ 認知症初期集中支援チーム員名簿 (資料4)

3 閉 会

## 資料1

## 射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会委員名簿

	団体名	役職	委員名
医師会代表	射水市医師会	副会長	北林 正宏
	射水市医師会	副会長	高橋 徹
公的病院	射水市民病院	院長	島多 勝夫
歯科医師会代表	射水市歯科医師会	副会長	奥村 俊晴
薬剤師会代表	富山県薬剤師会	副会長	永野 康己
学識経験者	富山福祉短期大学	教授	炭谷 靖子
厚生センター	高岡厚生センター射水支所	支所長	竹内 智子
訪問看護ステーション代表	富山県看護協会 訪問看護ステーションひよどり	管理者	北川 洋子
病院地域連携室代表	真生会富山病院 地域医療連携室	室長	阿部 素子
ケアマネジャー代表	射水市居宅介護支援事業者 連絡協議会	会長	柴田 芳之
介護サービス提供事業者代表	エスポワールこすぎ デイサービスセンター	施設長	松浦 佳紀
地域包括支援センター代表	新湊東地域包括支援センター	所長	長谷 英寿

委員会 会長	高橋 徹
委員会 副会長	松浦 佳紀

## 認知症初期集中支援チームの設置について

## 1 事業概要等

認知症の人の意思が尊重され可能な限り地域での生活を継続できるよう、介護保険法の一部改正に基づき、医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人等に必要な医療・介護の導入に向けた調整・家族支援などを包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを地域福祉課に設置する。

## 2 対象者

40歳以上の在宅生活者で認知症が疑われる人又は認知症の人で次のいずれかに該当する人

- (1) 医療、介護サービスを受けていない人又は中断している人
- (2) 医療、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している人

## 3 事業内容

## (1) 実施体制

## ア 支援チーム員の構成

国においては、専門医1名（認知症サポート医）と専門職2名以上（医療系1名、福祉系1名）の計3名以上で支援チームを編成することとされており、本市においては、下記の構成で対象者ごとに4名で支援チームを編成する。

- |         |        |                    |
|---------|--------|--------------------|
| (ア) 専門医 | 射水市医師会 | 1名(市内認知症サポート医5名登録) |
| (イ) 専門職 | 地域福祉課  | 2名(保健師1名、社会福祉士1名)  |

地域包括支援センター1名(対象者の生活圏域の認知症地域支援推進員)

## イ 事業の実施内容

## (ア) 支援チームに関する普及啓発

地域住民や関係機関等に支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行う。

## (イ) 認知症初期集中支援の実施

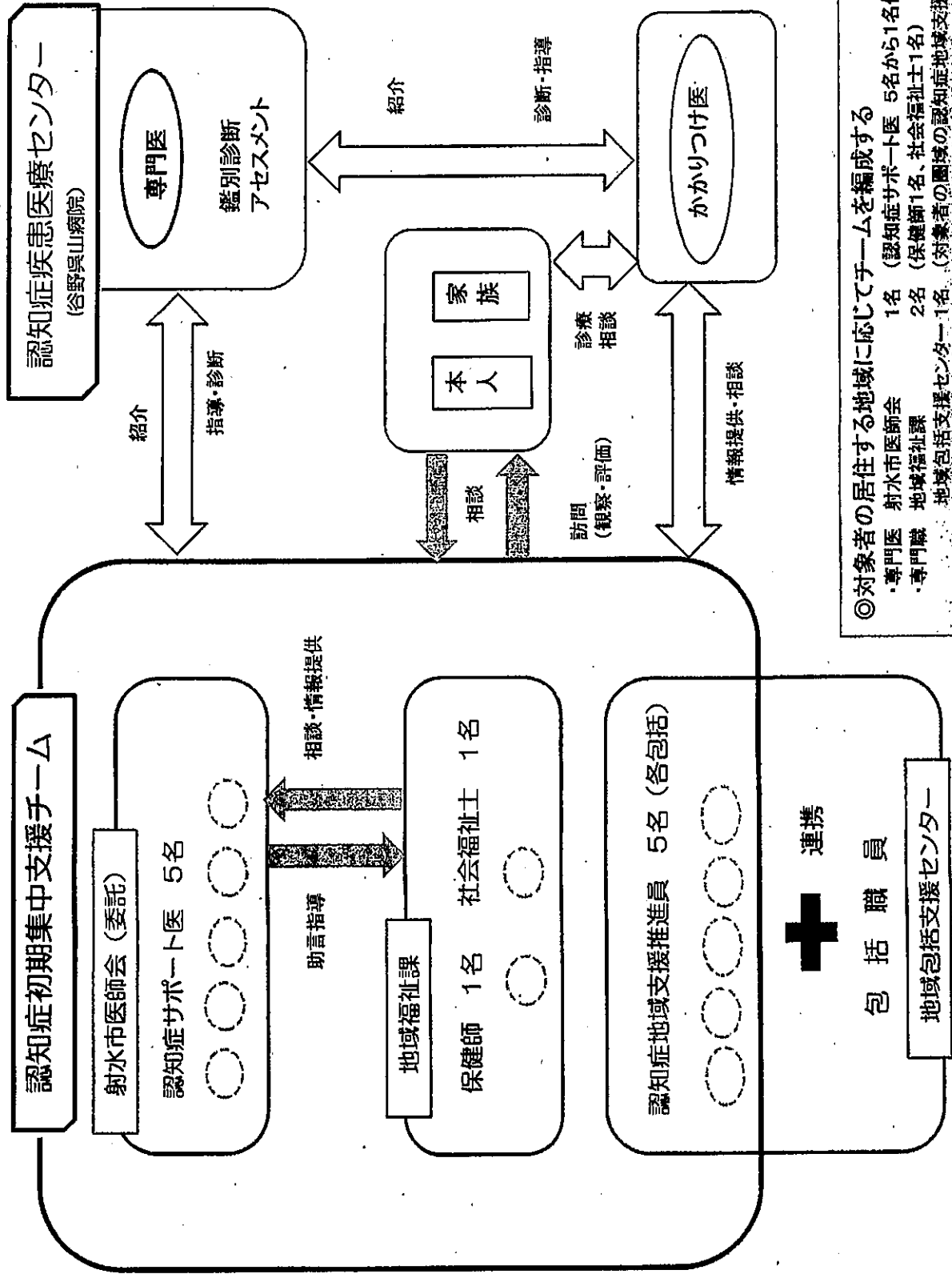
- ・ 家族、本人、ケアマネジャー、民生委員等からの相談
- ・ 情報収集、専門職による初回アセスメント訪問及びチーム員会議の開催
- ・ 支援（概ね6か月）の実施
- ・ ケアマネジャー等への引継、評価（2か月後）

## (2) 業務開始日 平成29年6月1日

## (3) 制度周知

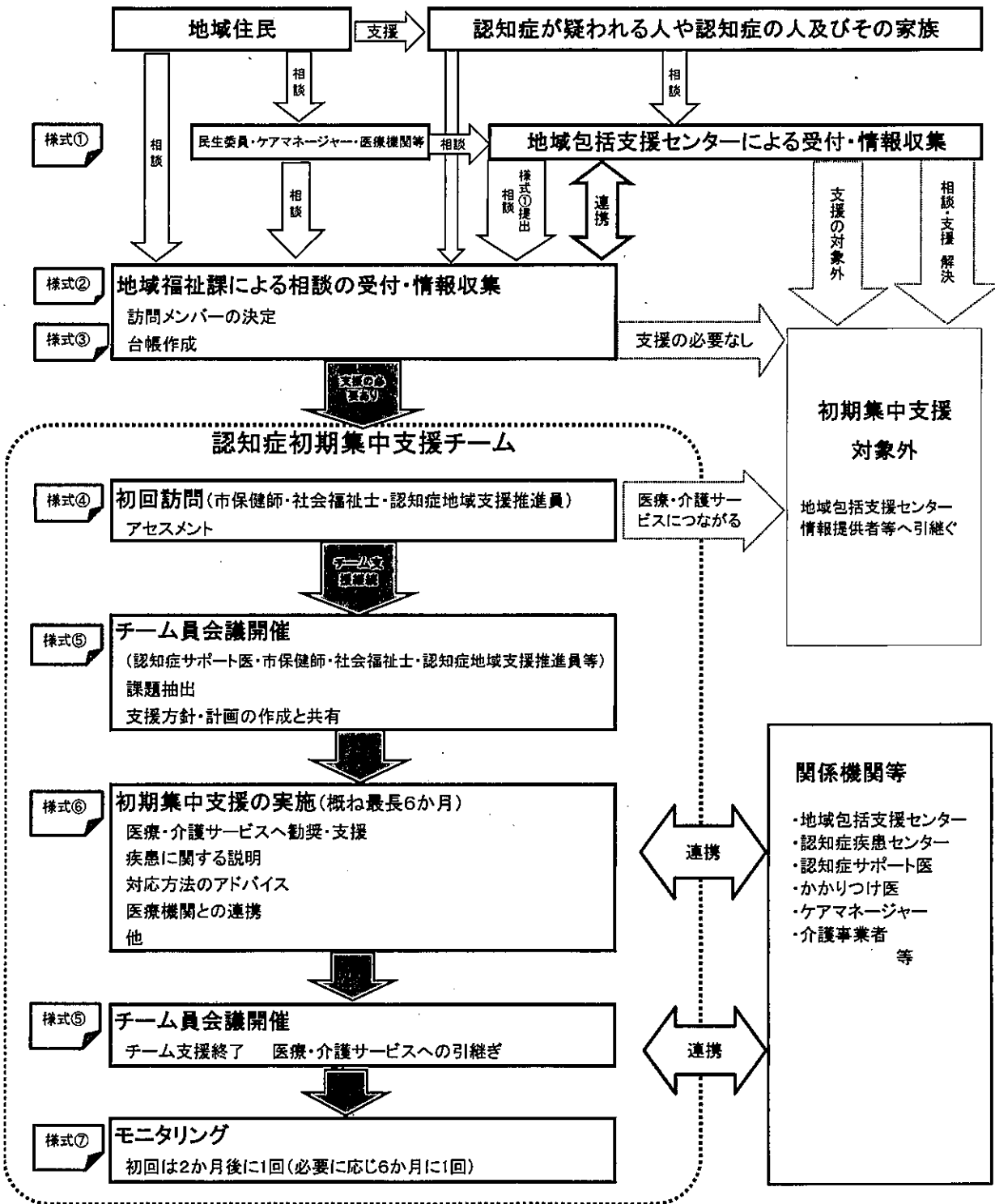
広報誌や周知チラシ、市ホームページやケーブルテレビ等で随時周知する。

# 射水市認知症初期集中支援チーム概要図



◎対象者の居住する地域に応じてチームを編成する  
 ・専門医 射水市医師会 1名 (認知症サポート医 5名から1名依頼)  
 ・専門職 地域福祉課 2名 (保健師1名、社会福祉士1名)  
 地域包括支援センター1名 (対象者の圏域の認知症地域支援推進員)

# 射水市認知症初期集中支援事業 フローチャート



- 様式① 対象者把握チェック票、利用者基本情報(既存のもの)、情報提供書(シートA)(必要時使用し提出ください)
- 様式② フェイスシート
- 様式③ 対象者台帳
- 様式④ アセスメント表(DASC・DBD13・身体の様子チェック)
- 様式⑤ チーム員会議録・支援計画票
- 様式⑥ 支援経過記録票
- 様式⑦ モニタリング記録票 等





平成29年度 認知症初期集中支援チーム員名簿

資料4

	所属	委員名	職種
専門医	赤江クリニック	赤江 豊	認知症サポート医
	北林クリニック	北林 正宏	認知症サポート医
	真生会富山病院	豊田 茂郎	認知症サポート医
	たかはし内科医院	高橋 徹	認知症サポート医
	矢野神経内科医院	矢野 博明	認知症サポート医
専門職	市地域福祉課	酒井 昌子	保健師
		高木 奈都美	社会福祉士
	新湊西地域包括支援センター	山岡 吉未	介護福祉士 認知症地域支援推進員
	新湊東地域包括支援センター	島谷 宏志	社会福祉士 認知症地域支援推進員
	小杉・下地域包括支援センター	柴田 ルミ	看護師 認知症地域支援推進員
	小杉南地域包括支援センター	森田 啓子	看護師 認知症地域支援推進員
	大門・大島地域包括支援センター	宮脇 優子	社会福祉士 認知症地域支援推進員



射水市告示第 号

射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

射水市長 夏野元志

### 射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 認知症の人及びその家族（以下「認知症の人等」という。）に対する初期支援を包括的かつ集中的に行う射水市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置及び活動内容等について検討し、支援チームの円滑な運営に資するため、射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援チームの設置及び活動内容等の検討に関すること。
- (2) 認知症に関する関係機関との連携に関すること。
- (3) その他支援チームの活動について必要な事項。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、委員は射水市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱（平成28年射水市告示第133号）に規定する射水市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）の委員と兼任することができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護サービス提供事業者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ協議会の会長及び副会長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会議を進行する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が委員会の会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

- (2) 公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

- 3 委員会の会議は、協議会の会議と同日に開催する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

(案)

射水市告示第 号

射水市認知症初期集中支援チーム設置要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

射水市長 夏野元志

### 射水市認知症初期集中支援チーム設置要綱

#### (設置)

第1条 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人及びその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行い、もって自立支援のサポートを行うため、射水市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

#### (定義)

第2条 この要綱において訪問支援対象者とは、原則として、射水市内に在住の40歳以上の者であって、かつ認知症が疑われる者又は認知症の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者又は中断している者で次の各号のいずれかに該当する者
  - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
  - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
  - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
  - エ 介護サービスが中断している者
- (2) 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

#### (業務内容)

第3条 支援チームは、次の各号に掲げる業務を行う。ただし、市長は、第4条第2項又は第3項の規定を満たす者が所属する事業所に、業務の一部を委託することができる。

- (1) 訪問支援対象者の把握、情報収集、観察及び評価
- (2) 訪問支援対象者への初回訪問時における本人又は家族への支援
- (3) 支援チーム員会議の開催
- (4) 訪問支援対象者への初期集中支援（以下「初期集中支援」という。）の実施
- (5) 初期集中支援実施中の情報の共有

- (6) 初期集中支援終了後の引継ぎ及びモニタリング
- (7) 記録等の保管
- (8) 射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会への報告  
(構成員)

第4条 支援チームは、次項に掲げる要件を満たす専門職員及び同条第3項に掲げる要件を満たす専門医の計3名以上により構成する。(以下「チーム員」という。)ただし、専門医にあつては1名、専門職員にあつては2名以上とする。

2 チーム員のうち、専門職員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 保健師、看護師、社会福祉士及び介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケア若しくは在宅ケアの実務又は相談業務等に3年以上携わった経験がある者
- (3) 国が行う認知症初期集中支援チーム員研修を受講した者又は研修を共有した者

3 チーム員のうち、専門医は、日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とする5年以上の臨床経験を有する医師で、認知症サポート医である者とする。ただし、次に掲げる要件を満たす者であつて、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 公益財団法人日本老年精神学会若しくは一般社団法人日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師で、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者
- (2) 認知症サポート医で、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。)

(チーム員の役割)

第5条 チーム員のうち、専門職員は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づき初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

2 チーム員のうち、専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し、及び相談に応じる。

(個人情報保護)

第6条 チーム員及びその他事業に従事する者は、射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)の規定を遵守するとともに、本業務に関して収集した個人情報

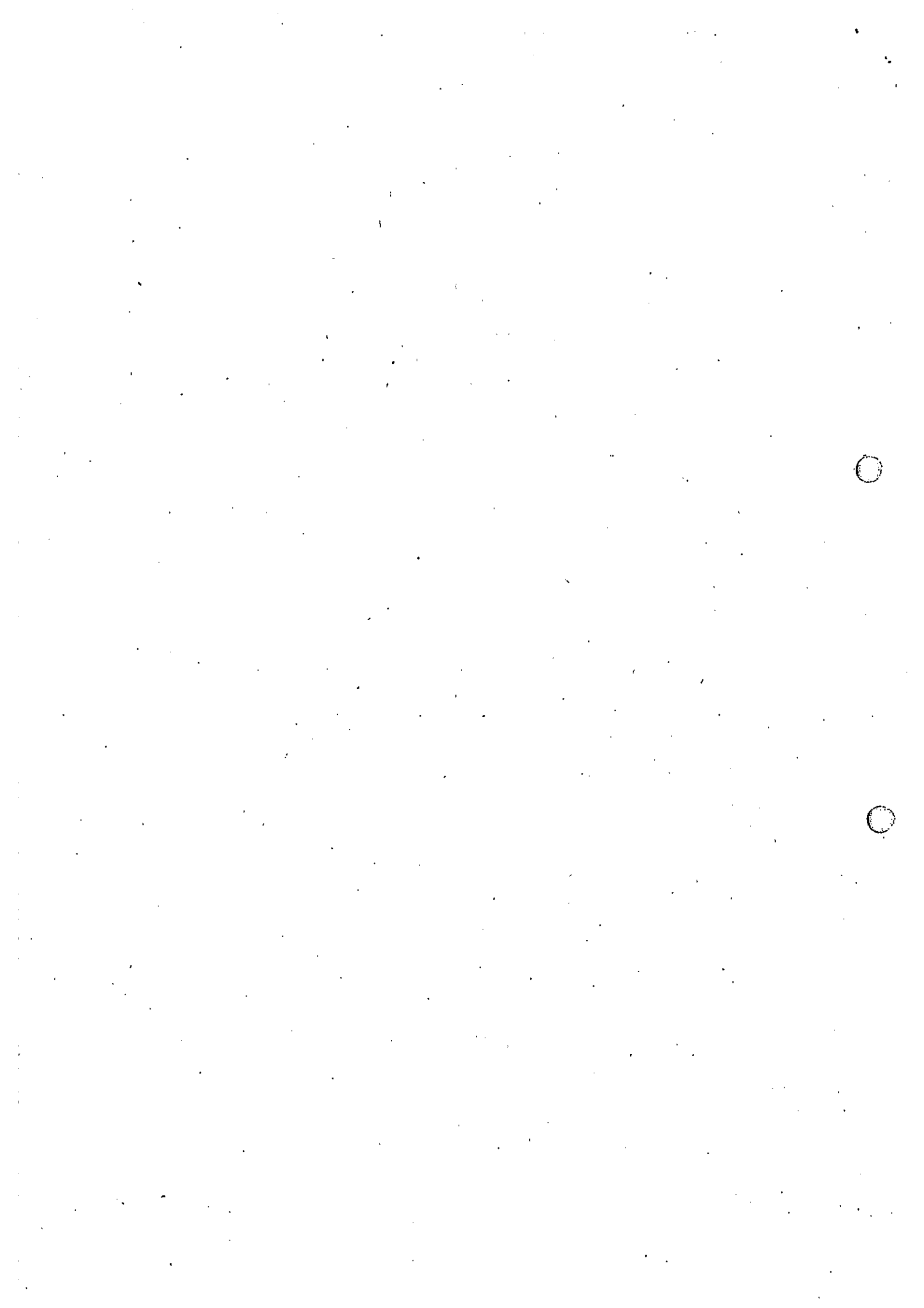
報の保護及びプライバシーの尊重に万全を期すものとし、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援チームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。





# 認知症初期集中支援チームが サポートします

認知症は、**早期発見・早期診断・早期対応**をすることで症状を軽減し、**進行を遅らせることが期待**できます。また、適切な介護を長期的に行う必要があり、**支えるご家族の心身の健康もとても大切**です。

ひとりで抱えこまず、まずはご相談ください。

## 認知症初期集中支援チームとは？

認知症の方や家族などを支援するため、認知症サポート医、保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員など、医療と福祉、介護の専門職で構成するチームです。

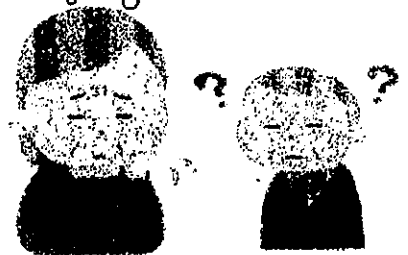
## どのような人が対象なの？

在宅で生活する40歳以上の方で、次のような方です。

- ・認知症状があるけど、なかなか医療機関を受診した  
がらない。
- ・医療機関を受診したことはあるけど、本人が嫌がっ  
て中断してしまっている。
- ・医療機関は受診しているけど、暴言や徘徊、妄想な  
どがあって介護が大変。

介護が  
たいへん…

病院を受診し  
たがらなくて、  
困ったなあ…



## どんな支援をしてくれるの？

支援チーム員が対象のご家庭などを訪問し、ご本人やご家族が困っていることなどを一緒に確認し、医療機関の受診、介護サービス等の利用、ご家族の介護負担軽減等のために集中的に支援します。

射水市地域福祉課 ☎51-6625

裏面もご覧ください

# 認知症初期集中支援チームによる相談の流れ

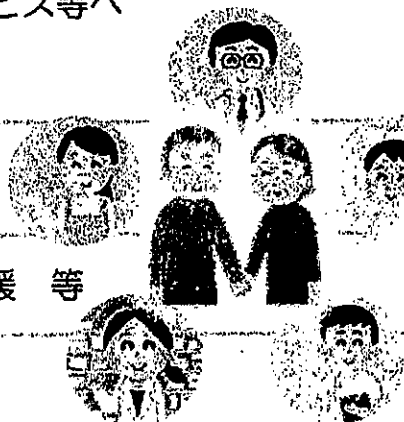
① お近くの地域包括支援センター又は市役所地域福祉課へご相談ください。



② 相談された方のうち、認知症初期集中支援チーム員のサポートが必要な方に対し、支援チーム員が訪問し、ご本人やご家族が困っていることなどを一緒に確認します。



③ おおむね6か月を目安に、必要な医療や介護保険サービス等へつなげていくために、集中的に支援します。



④ 医療機関の受診、介護保険サービス等、ご家族への支援 等

## 相談窓口

名称	住所	電話番号 Fax番号	担当地区
新湊西地域包括支援センター	朴木211番地1 (射水万葉苑内)	83-7171 82-8283	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町 中央町、桜町、西新湊、三日曾根、善光寺 緑町、塚原地区、作道地区
新湊東地域包括支援センター	七美891番地 (七美ことぶき苑内)	86-2125 86-2960	立町、八幡町、中新湊、二の丸町、越の湯町 海王町、片口地区、堀岡地区、海老江地区 本江地区、七美地区
小杉・下地域包括支援センター	大江333番地1 (大江苑内)	55-8217 55-5885	三ヶ地区、戸破地区、大江地区、下地区
小杉南地域包括支援センター	中太閤山18丁目1番地2 (太閤の社内)	56-8725 56-8231	橋下条地区、金山地区、黒河地区、池多地区 太閤山地区、中太閤山地区、南太閤山地区
大門・大島地域包括支援センター	中村20番地 (こぶし園内)	52-0800 52-6800	大門地区、大島地区
地域福祉課地域支援係	新開発410番地1	51-6625 51-6657	